



令和 7 年 7 月 28 日施行

「赤い羽根進学費用応援プロジェクト」助成要項

—令和 7 年度共同募金テーマ型助成事業—

埼玉県共同募金会（以下「本会」という。）では、埼玉県内の児童養護施設（以下「施設」という。）在籍児童の高等学校卒業後の進学を応援したいという意向の寄付を募集し、これらを財源として助成を行うこととしました。

この要項は、このプロジェクトの細部を定めるもので、赤い羽根共同募金テーマ型助成事業として実施します。

1 助成対象

埼玉県内の児童養護施設に入所する勉学意欲のある高校生の大学等への進学費用
※高校在学中に留年や休学等で 3 年以上在籍している場合でも、施設に入所中の高校生は対象とします。

2 助成額（要望上限額）

専門学校及び短期大学等への進学 一人当たり年額 500,000 円の範囲内
4 年制大学への進学 一人当たり年額 600,000 円の範囲内

3 助成対象経費

大学等の進学に係る入学金、初年度の授業料、設備費、実習費、教科書代、学習上必要な備品など

4 要望募集期間及び助成決定時期

	要望募集期間	助成決定時期
第 1 期	令和 7 年 8 月 29 日まで	令和 7 年 9 月下旬
第 2 期	令和 7 年 11 月 21 日まで	令和 7 年 12 月下旬
第 3 期（最終）	令和 8 年 2 月 13 日まで	令和 8 年 3 月下旬

※要望募集期間を 3 回設けましたので、助成決定時期を参考に応募ください。

※第 1 期、第 2 期助成決定者は要望額の範囲内で、第 3 期助成時に追加助成を行います。

例①要望額 50 万円、第 1 期助成で 15 万円決定している児童は、第 3 期で 35 万円の追加助成の審査を行う。その際第 3 期で改めて要望書を提出する必要はない。

例②第 3 期に 50 万円の助成要望があった対象児童は、50 万円の助成審査を行う。

5 応募方法

この助成を希望する場合は、当該児童が在籍する施設の代表者（理事長又は施設長）が申請者となり、募集期間内に所定の助成要望書を本会事務局へメールにて提出する。

提出時メール件名：「令和 7 年度赤い羽根進学費用応援プロジェクト助成について」

メールアドレス：11@akaihane-saitama.or.jp

6 交付申請の手続き

- (1) 助成金は助成決定後、当該児童が在籍する施設からの交付申請に基づき交付する。
- (2) 助成を受けた施設は当該児童が対象経費を支払った後、1 か月以内に所定の結果報告書を本会事務局へ提出する。
- (3) 助成金は、法人・施設の会計において決算を行うこと。

7 その他

- (1) この助成はこの要項によるほか、本会助成方針及び共同募金助成事業実施要領に基づき取り扱う。
- (2) この助成は単年度助成として、令和 7 年度共同募金運動におけるテーマ型募金の寄付金等を財源とします。
- (3) 本会は、申請及び結果報告の際、対象児童の氏名、進学先等の情報を求めます。

【問い合わせ・申請先】

社会福祉法人埼玉県共同募金会事務局 業務課 TEL048(822)4045

〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4 丁目 2 番 65 号 彩の国すこやかプラザ 3 階